

そして検討委員会は、 ますます熱くなっていた…

全体会議14回、条例・環境・人材育成・コミュニティ・資金の各部会が計82回。市民協働条例案をつくるために検討委員会が開かれた回数です。会議室での議論だけでは市民の思いが反映できないと、中学生から高齢者までを対象にしたワークショップも30回開かれ、参加した市民1,000人の思いも盛り込まれました。

長岡を愛している、誇りに思っている。でもちよっども足りなく思うところもある。みんなの力で長岡をもっともっといいまちにしていきたい……。検討委員会に臨む委員や行政職員の思いはみな同じです。でも、協働のための具体的な方法論や個別の問題意識になると、それぞれの立場やこれまでのさまざまな活動の実践経験からくる考え方の「違い」が少しずつ明らかになってきます。隠れていた問題点も浮き彫りになります。

「大切なのは、“協働への思い”をきちんと目に見える形にすること、それぞれの違いと特性を活かして協力し合っていける仕組みをつくること。そうした具体的な取り組みのよりどころとなるのが市民協働条例だ」。目標への共通認識が議論をいっそう熱くし、ホンネの議論がお互いの「理解」と「共感」を深めていきます。

市民協働条例検討委員会は、まさに「市民協働」の実践の場でありました。

長岡市市民協働部長 河村正美

長岡市市民協働条例 解説

～はじめに～

条例全体に通ずる長岡市の考えを説明します。

この条例は、法令を遵守しつつ市民、市民活動団体、地域コミュニティ、事業者及び市がみんな協働によるまちづくりを進めるための基本姿勢や施策をより明確にし、さらに推進するために制定するものです。様々な活動を盛り立て、認め合うためのものであり、規制するためのものではありません。

まちづくりに関する条例として自治基本条例があります。自治基本条例は、地方自治の基本理念を定めるもので、その自治体の他の条例や計画を作るうえでの基本指針となるものと位置づけられています。また、自治基本条例の中には「住民投票」に関する事項や「市民の範囲」に関する事項を定めているものもあります。

長岡市の市民協働条例は、「協働によるまちづくり」というテーマについて、その理念、市民と行政が協働できる仕組みや環境整備などを具体的に推進するためのものであり、自治基本条例とは異なります。

【前文】

長岡市はこれまで、戦災や震災、水害、雪害などの大きな困難に立ち向かい、みんなで力を合わせて復興してきました。その力の源は、長岡の歴史的風土に培われた市民力、地域力と先人たちから受け継がれた「米百俵」の精神です。

市民と行政または市民どうしが、お互いの長所を持ち寄り、補い合うことで課題を解決し、まちづくりを進めているのが「長岡の協働」であり、その協働をさらに進めて「長岡のめざすべき姿」を実現する必要があります。

私たち長岡市民は、一人ひとりが協働の主役としての役割を担い、お互いが支え合い、つながり合う「笑

顔いきいき・協働のまち長岡」を実現するため、ここに長岡市市民協働条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、本市における協働の基本理念を明確にし、多くの市民の主体的な取組の下、互いに市民活動を推進し、もって市民一人ひとりが支え合い、暮らしやすいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

●市民協働条例は、協働によるまちづくりを推進するための考え方を明確にするためのものです。そのた